

物品税の対象品目一覧表（出所：物品税法 第1表）

パート1（物品）

HSコード	品目	税率
2709.00.10	コンデンセート per 10001@degC	6,225 Ksh
2710.12.10	モータースピリット（ガソリン）レギュラー per 10001@degC	19,505 Ksh
2710.12.20	モータースピリット（ガソリン）プレミアム per 10001@degC	19,895 Ksh
2710.12.30	アビエーション・スピリット per 10001@degC	19,895 Ksh
2710.12.40	スピリットタイプのジェット燃料 per 10001@degC	19,895 Ksh
2710.12.50	特殊な沸点のスピリットとホワイトスピリット per 10001@degC	8,500 Ksh
2710.12.90	その他の軽油および調合品 per 10001@degC	8,500 Ksh
2710.19.10	一部の精製品（トップレベルの原油を含む） per 10001@degC	1,450 Ksh

ケニア関税制度／関税以外の諸税

2710.19.21	灯油タイプのジェット燃料 per 10001@degC	5,755 Ksh
2710.19.22	照明用灯油 per 10001@degC	10,305 Ksh
2710.19.29	その他の媒体油および調合品 per 10001@degC	5,300 Ksh
2710.19.31	ガスオイル（自動車用、ライト、高速エンジン用アンバー） per 10001@degC	10,305 Ksh
2710.19.32	軽油（工業用重質、黒色、低速の船舶および船舶用エンジン用） per 10001@degC	3,700 Ksh
2710.19.39	その他のガスオイル per 10001@degC	6,300 Ksh
2710.19.41	残留燃料油（船舶用、炉用および類似の燃料油）で、動粘度が 125 センチストークスのもの	300 Ksh
2710.19.42	残留燃料油（船舶用、炉用および類似の燃料油）で、動粘度が 180 センチストークスのもの	600 Ksh
2710.19.43	残留燃料油（船舶用、炉用および類似の燃料油）で、動粘度が 280 センチストークスのもの	600 Ksh
2710.19.49	その他の残留燃料油 per 10001@degC	600 Ksh

ケニア関税制度／関税以外の諸税

品目	税率
フルーツジュースおよび野菜ジュースで、未発酵でスピリットを加えていないもの（砂糖やその他の甘味料を加えているかどうかに関わらない）	13.30 Ksh／リットル
食品用サプリメント	10%
H Sコード 3303、3304、3305、3307 の化粧品および美容製品	15%
ボトル入りまたは同様のパッケージの水およびその他のノンアルコール飲料（フルーツジュースや野菜ジュースは含まない）	6.60 Ksh／リットル
ビール、サイダー、ペリー、ミード、不透明なビール、発酵飲料とノンアルコール飲料およびアルコール度数 6%以下の飲料との混合物	134 Ksh／リットル
粉末ビール	134 Ksh／Kg
ワイン、および果実を発酵させて得られるその他のアルコール飲料	229 Ksh／リットル
エチルアルコールの蒸留酒、アルコール度数が 6%を超える蒸留酒リキュール類	335.30 Ksh／リットル
タバコまたはタバコの代用品を含む	13,296.60 Ksh／Kg

ケニア関税制度／関税以外の諸税

電子たばこ	3,787 Ksh／ユニット
電子たばこ用カートリッジ	2,525 Ksh／ユニット
フィルター付きタバコ	3,825.99／mille
フィルターのないたばこ	2,752.97／mille
その他のたばこおよびたばこ代用品、たばこの抽出物	10,707.88 Ksh／Kg
H Sコード 87.02、87.03 および 87.04 の自動車。ただし次のものを除く。(i)現地で組み立てられた自動車、(ii)公立学校で使用されるスクールバス、(iii)関税番号 8703.24.90 および 8703.33.90 の自動車、および(iv)シリンダー容量が 1500cc を超える輸入自動車。	20%
H Sコード 87.02、87.03、87.04 のシリンダー容量が 1500cc を超える輸入自動車	25%
H Sコード 8703.24.90 および 8703.33.90 の自動車	35%
H Sコード 87.11 のオートバイ。ただし次のものを除く。救急用オートバイおよび現地で組み立てられたオートバイ	13,403.64 Ksh／ユニット
電気自動車。H Sコードは 8702.40.11、8702.40.19、8702.40.21、8702.40.22、8702.40.29、8702.40.91、8702.40.99 および 87.03.80.00 のもの。	10%

ケニア関税制度／関税以外の諸税

HSコード 17.04 の輸入砂糖菓子。	40.37 Ksh/Kg
関税番号 1806.31.00、1806.32.00、1806.90.00 のホワイトチョコレート、ブロックまたはバーのチョコレート	242.29 Ksh/Kg
輸入ガスボンベ	35%
輸入ガラスびん（医薬品の包装用の輸入ガラスびんを除く）ただし、東アフリカ共同体のいずれかの国から輸入されたガラスびんには適用しない。	25%
HSコード 7113 の宝飾品およびHSコード 7117 の輸入宝飾品	15%
燃焼を伴わない吸入または経口投与を目的としたニコチンまたはニコチン代替物を含む製品	2,500Ksh/Kg
HSコード 3923.30.00 のプラスチック製品	10%
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザニア、ニョッキ、ラビオリ、カネロニ、クスクスなどのHSコード 1902 の輸入パスタ	20%
HSコード 9403 のオフィス、キッチン、ベッドルームで使用されるあらゆる種類の輸入家具	25%
HSコード 04.07 の輸入された卵	25%
HSコード 07.03 の輸入タマネギ	25%

ケニア関税制度／関税以外の諸税

HSコード 07.01 の輸入ポテト、ポテトチップス	25%
HSコード 3907.91.00 の 不飽和ポリエステル	20%
HSコード 3907.50.00 のアルキド	20%
HSコード 3905.91.00 の乳濁液 VAM	20%
HSコード 3903.20.00 の乳濁液スチレンアクリル	20%
HSコード 3905.19.00 の ホモポリマー	20%
魚	10%
粉ジュース	25Ksh/Kg
砂糖（登録製薬会社が購入したものを除く）	5 Ksh/Kg
セメント（HSコード 2523.10.00、2523.21.00、2523.29.00、2523.30.00、2523.90.00）	10%又は 1.5Ksh/Kg の高い方
家具（HSコード 9403、EAC 域内からのものを除く）	30%

ケニア関税制度／関税以外の諸税

携帯電話	10%
塗料等 (HS コード 3208、3209、3210)	15%
テストライナー (HS コード 4805.24.00、4805.19.00)	25%
段ボール製の箱及びケース等 (HS コード 4819.10.00、4819.20.10、4819.20.90)	25%
プラスチック皿 (HS コード 3919.90.90、3920.10.90、3920.43.90、3920.62.90、3921.19.90)	25%
紙製又は板紙製のラベル (HS コード 4821.10.00、4821.90.00)	25%

パート2 (サービス)

1	電話およびインターネット・データ・サービスには、15%の税率で物品税が課せられる。
2	銀行、送金代理店、その他の金融サービスプロバイダーが送金サービスに対して請求する手数料の物品税は、15%とする。
3	携帯電話事業者が提供する送金サービスにかかる手数料に対する物品税は、15%とする。
4	金融機関が請求するその他の手数料に対する物品税は、15%とする。
5	賭け事に対する物品税は、賭け金または賭けられた金額の12.5%とする。
6	ゲームに対する物品税は、賭け金または賭けられた金額の12.5%とする。
7	懸賞に関する物品税は、懸賞に参加するために支払われた金額の12.5%とする。
8	宝くじの物品税は、宝くじを購入するために支払われた金額の12.5%とする。
9	広告（テレビ、印刷媒体、ビルボード、ラジオ、アルコール飲料、賭け事やゲーム、宝くじなど）は15%とする。